

磐梯町農業委員会 4月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和3年4月20日(火) 午前9時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

17名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

3番 佐藤 栄祐 4番 前田 諭志 6番 鈴木 勇一

7番 遠藤 充孝 8番 上野 庄市 9番 田中 茂

10番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次 3番 鈴木 照喜 4番 加藤 正己

5番 鈴木 庄次

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

1番 金田 未樹 2番 鈴木 翼 5番 川井 信之

農地利用最適化推進委員

2番 鈴木 一功

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第23号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

議案第24号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

議案第25号 農地等現況確認証明申請(非農地証明交付申請)の承認について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

磐梯町農業委員会総会規約第7条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 7番 遠藤 充孝 委員

議席 8番 上野 庄市 委員

議長

日程第2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

事務局説明に対して質問・意見を図り異議無しの声多数により、承認されました。

議長

日程第3 議案第23号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 1番から3番まで事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3 議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和3年4月20日提出。

では、1番から説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇18番地 田 農振農用地 面積は1,039㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は7,500円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、2番です。大字〇〇字〇〇11番地 外計2筆 田 農振農用地 面積2筆の合計は3,251㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は1年、10アール当り賃借料は8,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までということになります。なお、この案件につきましては、先月の利用権設定で決定していただいた内容であります、その後利用権設定をする者の方から今まで通り耕作

していただきたいという変更申出がありましたので、前回の件は合意解約し今回新たに利用権設定を行うものであります。

続きまして、3番です。大字〇〇字〇〇15番地 外計2筆 田 農振農用地 面積2筆の合計は3,660㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は1年、10アール当り賃借料は8,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までということになります。この案件につきましても、先ほどと同様に、前回の件を合意解約し今回新たに利用権設定を行うものであります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

以上について承認されました。

ここで、佐藤 栄祐 委員の関連なので退席を求めます。

(佐藤 栄祐 委員退席)

4番から7番について、事務局に説明を求めます。

では、4番から説明申し上げます。大字〇〇字〇〇32番地 畑 農振農用地 面積は1,195㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は5年、10アール当り賃借料は3,000円であります。期間につきましては、令和3年5月1日から令和8年4月30日までということになります。

続きまして、5番です。大字〇〇字〇〇30番地 畑 農振農用地 面積は1,110㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は5年、10アール当り賃借料は3,000円であります。期間につきましては、令和3年5月1日から令和8年4月30日までということになります。

続きまして、6番です。大字〇〇字〇〇26番地 外計2筆 畑 農振農用地 面積2筆の合計は2,219㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は5年、10アール当り賃借料は5,000円であります。期間につきましては、令和3年3月1日から令和8年4月30日までということになります。なお、こちらの賃借料が他の所有者と金額が違っていますが、前に賃貸借していた人がこの金額で契約していたので、両方で話し合いを行い、この金額で合意したとのこと。この土地には、キャベツや白菜などの露地野菜を耕作していく予定とのこと。

続きまして、7番です。大字〇〇字〇〇21番地 外計2筆 畑 農振農用地 面積2筆の合計は1,635㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は5年、10アール当り賃借料は3,000円であります。期間につきましては、令和3年3月1日から令和8年4月30日までということになります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

承認されましたので、ここで佐藤 栄祐 委員の着席を求めます。

(佐藤 栄祐 委員着席)

8番から14番について、事務局に説明を求めます。

事務局

続きまして、8番です。大字〇〇字〇〇7268番地 外計17筆 田 農振農用地 面積17筆の合計は6,199㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は20年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年5月1日から令和23年4月30日までということになります。なお、こちらは親子の関係で親から子への無償での利用権設定ということになります。

続きまして、9番です。大字〇〇字〇〇78番地 畑 農振農用地 面積の合計は3,088㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は3年、10アール当り賃借料は3,000円あります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までということになります。

続きまして、10番です。大字〇〇字〇〇51番地 外計2筆 畑 農振農用地 面積2筆の合計は4,238㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は6年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年5月1日から令和9年4月30日までということになります。

続きまして、11番です。大字〇〇字〇〇27番地 畑 農振農用地 面積の合計は2,767㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は6年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年5月1日から令和9年4月30日までということになります。

続きまして、12番です。大字〇〇字〇〇59番地 畑 農振農用地 面積の合計は

2, 489㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は6年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年5月1日から令和9年4月30日までということになります。

続きまして、13番です。大字〇〇字〇〇20番地 畑 農振農用地 面積は2,150㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は6年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年5月1日から令和9年4月30日までということになります。

続きまして、14番です。大字〇〇字〇〇30番地 畑 農振農用地 面積は1,055㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は6年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年5月1日から令和9年4月30日までということになります。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長

8番から14番について、事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

7番 田中 茂 委員

8番の猪苗代町の方ですが、親子での利用権設定とのことだが、これは経営移譲で年金受給のためですか。

事務局

子にあたる方が認定農業者ということで、新規就農者から認定農業者に移行した時に利用権設定が必要になるため今回の賃貸借契約が必要ということであります。

議長

他に何か質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第23号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 承認することに決定いたしました。

議長

日程第4 議案第24号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式) 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和3年4月20日提出。

一括方式ということですが、まず所有者が農地中間管理機構に貸付をします、そして農地中間管理機構から耕作者が借受をするということで、それを一括で承認をいただくという提案になっております。まず、1番から説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇185番地外5筆 田と畑 農振農用地 面積5筆の合計は4,742㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は畑、10アール当り賃借料は3,355円であります。期間につきましては、10年9ヶ月ということになります。今回賃借料が細かくなっておりますが、貸し手・借りての中で当初は無償という話があった訳ですが、機構を通しての負担手数料もかかること、また、固定資産税、布藤堰受益者賦課金も併せた相当額ということで賃借料の設定となっております。

続きまして、2番でございます。大字〇〇字〇〇15番地 畑 農振農用地 面積は2,907㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、農地中間管理機構を通しての賃貸借、利用目的は畑、10アール当り賃借料は2,000円であります。期間につきましては、10年9ヶ月ということになります。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

2番についてですが、今回契約面積が30アール未満ということだが、磐梯町が定めている借り手の要件で30アール・年間60日以上従事している方と書いてありますが、要件面積を10アールとかに下げてもいいのではないかと思いますでしょうか。

事務局

取得面積の下限3,000㎡というところですが、これは農地の取得になります。取得というのは農地法3条や5条で取得する下限面積を言っております。今回は利用権設定でありますので、取得の下限面積とは別になりますので取り違えることないようにお願いいたします。あくまでも売買や譲渡で農地を取得する場合があります。今回は農地の利用権の設定となります。取得と利用は別になります。利用の場合は下限面積はございません。

10番 佐藤 栄喜 委員

これは町で法的に定めてあるのか。

事務局

町では定めておりません。細かいことを申し上げますと、農地法に基づく取得と今回は

農業経営基盤法に基づく利用権設定なので、根拠法令が違うものでございます。

ただ、2番の場合については、以前から利用権設定がされていたものを、今回合意解約をして中間管理機構を通しての新規設定となります。そのため現在も借りて耕作しているところでもあります。

議長

他に、質問・意見要望等ありませんか。

11番 田中 重博 委員

2番についてですが、今まで借りていたということですが、今回初めて契約する人ではないのか、継続性はあるのか。住所も大寺で借りるところが赤枝ということで機械を運んだりとかあるのか。

事務局

今回利用権設定をする方は、昨年12月新規認定就農者として本格的に農業を始められた方でございます。この方は、以前は〇〇〇〇〇で勤務していて、そこで花苗の栽培をしていく中で独立して新規就農者としてやっていきたいということで町の方でも認定したところでございます。そこで借りている土地にハウスを建てて花苗を栽培していくということでもあります。機械もその場所で使用し管理していくということですので、住所は大寺ですが、第二小学校の北側の土地で作業していくということになります。認定の際にも経営計画を提出してもらい、就農を開始しておりますので、今年から本格的に花苗の栽培をしていくということですので、皆様のご支援をお願いしたいと思います。

議長

他に、質問・意見要望等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第24号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式) 承認することに決定いたしました。

議長

日程第5 議案第25号 農地等現況確認証明申請(非農地証明交付申請)の承認について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第25号 非農地証明交付申請の承認についてでございます。申請地が、大字〇〇字〇〇7358-3番地 地目が畑 現況が原野 外計5筆 面積合計は14,628㎡です。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏、非農地の事由としては、現況と一致させたいということで申請されております。資料No.1をご覧ください。現況確認証明確認書ということで、現況確認者3名の方に確認をしていただいているところです。4月14日に現地立会いを行っております。非農地の判断理由としては、申請地の現況及び申請書の

経過等により非農地と判断したということであります。申請書、字限図、登記簿謄本、現況写真、法務局公図で確認しております。最後に、非農地化した経過ということで、磨上区長さんから出されております。経過としては、昭和43年ころよりおおむね52年間耕作されていない経過でございます。

以上で説明を終わります、ご審議お願いいたします。

議長

ここで、現況確認調査員の遠藤 充孝 委員より説明を求めます。

7番 遠藤 充孝 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、4月14日に上野委員、田中委員、と私、事務局長で現況確認をしてみました。地目が畑ということですが、これは原野であろうということで3人とも意見が一致いたしました。一度畑にしたらしいのですが、布藤堰の水路工事後湿地化して耕作ができなくなったようです。以上のことから、現況確認した結果、畑ではなく原野であろうと判断いたしましたので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局並びに現況確認調査員から説明がありましたが、質問・意見等ありませんか。

11番 田中 重博 委員

今回の申請地で、申請書の申請位置が、農業振興区域と農業振興区域外となっているが、これは7372番地の5が農村振興区域で他は農村振興区域外で混在しているということではないのか。

事務局

本来、農業振興区域であれば現況確認も難しいところではありますが、現在町で区域の見直しをしているところでありまして、こちらの7372番地の5についてはすでに農振除外の申し出をもらっている地番であります。今回の現況確認で地目が原野になり、農振の見直しが完了後に除外となることとなります。周辺の状況も太陽光発電の開発が進んでいる区域であることから、そのあたりも関係しているのかと考えられます。以上です。

議長

他に、質問・意見要望等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

議案第25号 農地等現況確認証明申請(非農地証明交付申請)の承認について 質問・意見を求めたところ、質問・意見無く、採決を諮り、異議無し多数のため農地等現況確認証明申請(非農地証明交付申請)の承認について 承認されました。

議長

日程第6 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第6 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める、令和3年4月20日提出、1件でございます。今回の申請地は大字〇〇字〇〇60番地、地目は畑、面積は3,159㎡、権利種別は3条有償移転、譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇、詳細は資料2をご覧くださいと思います。売買の価格でございますが、10アールあたり10万円でございます。農作業の従事関係は、ソバの作付をする予定であります。ここで先ほども話ありましたが、今まで所有面積がありませんでしたが、今回の農地の取得で下限面積が3,000㎡を超えるということでございますのでご確認いただきたいと思えます。そして航空写真の図面、法務局の登記簿謄本、公図が添付してあります。そして今回株式会社が農地を取得するというので、一般の株式会社の場合は農地取得の制限がございますが、こちらは農地所有適格化法人の要件を満たしているということで農地の取得ができるということでございますのでご確認いただきたいと思えます。なお、今回の取得にあたっては株式会社の代表者と所有者が親戚関係ということもあり所有者から売買の話があり合意したという経過でございます。以上で説明を終わります、ご審議お願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の田中 茂 委員より説明を求めます。

7番 田中 茂 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、4月14日に上野委員、田中委員、と私、事務局長で現況確認をしましてまいりました。先ほど事務局長からもありましたように、お互いに親戚関係ということもあり、今回の話になったようであります。また、代表者は農業者でありますので機械等も所持していますので、今後は作付氏し耕作したいという計画であり適正であると判断できますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第7 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第7 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める、令和3年4月20日提出。

まず、1番から説明いたします。大字〇〇字〇〇2223番地、地目は畑、面積は728㎡のうち209㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇の〇〇〇〇、転用目的が露店資材置場でございます。転用理由が、鉄塔立替工事に伴う作業スペース・資材置き場として利用するということです。

続いて2番です。大字〇〇字〇〇2224番地、地目は畑、面積は698㎡のうち231㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人以降、前の1番と同様でございます。

続いて3番です。大字〇〇字〇〇2227番地、地目は畑、面積は698㎡のうち231㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏外2名、借受人以降、前と同様でございます。

続いて4番です。大字〇〇字〇〇27番地、地目は畑、面積は3,007㎡のうち1,923㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人以降、前と同様でございます。

続いて5番です。大字〇〇字〇〇28番地、地目は畑、面積は772㎡のうち480㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人以降、前と同様でございます。

続いて6番です。大字〇〇字〇〇29番地、地目は畑、面積は2,353㎡のうち209㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏外5名、借受人以降、前と同様でございます。

続いて7番です。大字〇〇字〇〇6843-69番地、地目は畑、面積は1,701㎡のうち590㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人以降、前と同様でございます。

以上7件でございます。ここで資料3をご覧いただきたいと思っております。令和3年4月1日付で申請がされております。被設定人が〇〇〇〇氏、設定人が別紙のとおりということで共有地も含まれておりまして、次ページ以降から共有者も併せての申請で署名・押印をいただいているところでございます。その内容を一覧表にまとめたものが次のページからになっておりまして、7筆の合計面積で記載がされております。全体では9,607㎡があるわけですがその内4,899㎡が申請地となっております。転用計画についてですが、東京電力の送電線の老朽化に伴う張替えと鉄塔の立替ということでありまして、今回の

土地の設定についてですが、電気を止めずに建替工事を行うということで、新たな鉄塔を敷設して送電線を張った後に古い鉄塔を撤去するという内容の工事でございます。転用の期間でございますが、今回一時転用ということで、令和3年5月17日からということですが、許可日から令和4年10月31日までの期間になります。なお、一時転用の期間の制限として2年間というのがありますが、それ以内に収まっています。次に、転用することによって生じる防除についてですが、土砂の流出防止対策や農業用水施設に支障を及ぼさない措置を行う計画でございます。次に航空写真の図面でございますが、布藤集落で大きく3ヶ所でございますが、真ん中は撤去のみで、両端残り2ヶ所が新たな鉄塔の建替工事が入ることになります。次に用地一覧も添付してございますが、農地以外もあるので関係する土地全部載せてありますのでご確認いただきたいと思っております。その中で緑色の部分が許可申請が必要となる農地になっております。青色が許可不要農地ですが、こちらは農地ですが鉄塔の工事に係る部分ということで許可不要となっております。また、電気事業者が行う送電線用の電気工作物の設置にあたっては、許可を要しないという基準がありまして、実際に鉄塔用地になる部分については許可が不要で転用がされるということでもあります。今回一時転用する部分については、その工事に係る一部の部分は一時転用の許可が必要になるということになっておりますので、今回の申請には必要はないということになりますので、複雑になっておりますが、ご確認いただきたいと思っております。なお、古い鉄塔用地については、借りている部分については所有者にお返しするという手続きをするということでもあります。以上、申請の内容について説明いたしました。

なお、今回3,000㎡以上を超えますので、福島県知事の本庁案件となりますので、磐梯町農業委員会としての意見を付して県に進達をして、県農業会議の方で審議されるということになりますということをお願いいたします。以上、ご審議お願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の遠藤 充孝 委員より説明を求めます。

7番 遠藤 充孝 委員

ただ今、事務局長より詳しく説明のあったとおりですが、場所については、〇〇〇〇、〇〇〇〇という会社があり、そこから真っすぐ下がったところに〇〇〇〇氏の畑がありまして、他の土地についてもそこに続いていく畑で、今回鉄塔工事による資材搬入路で使用するということです。結構段差がある土地ですが、電気業者から鉄板を敷いて作業をするという説明がありまして、4月14日に上野委員、田中委員、と私、事務局長で現況確認をしてまいりました。現在立っている鉄塔からかなり北側に移転することになるわけでありまして、周辺の土地についても搬入路として利用したいということで確認してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 質

問・意見ございませんか。

12番 加藤 健一 会長

今回鉄塔は何基建てることになるのか。

事務局

今回の申請に係る部分については2基になります。

7番 遠藤 充孝 委員

現在16mくらいの鉄塔が建っているが、今回の工事で40mの鉄塔に建替えるようです。

議長

その他 質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第8 その他について、1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・次回定例会については、5月19日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他皆様から質問・意見ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

以前、磐梯町から荒廃農地をなくそうということで、要綱を定め周知して大変いい取り組みだと思います。周りからも非常に関心も高く、今後5月頃、8月頃の3ヶ月おきくらいに評価していくべきではないかと思うのだが。

12番 加藤 健一 会長

いいと思います。

事務局

現在の問合せ状況についてですが、ある程度具体的な部分では2件あります。主に田ですが、何年間か使わない田を借りて2～3年かけて使えるように再生したいということもあって現在検討中であります。佐藤委員おっしゃるように、色んな検証は必要であると思いますが、もう少し長い目で見ていくことになるのではないかと思います。

10番 佐藤 栄喜 委員

やはり評価することは必要だし、農業委員会としては重要な問題だと思いますので、地道にやっていってはどうかと思います。

1 番 卯月 宏次 農地利用最適化推進委員

今農業に携わっている人は高齢化になっていて、若い人が農業をやっていくためにはどうすればいいのかという方策を、例えば、田をやるにしても畑をやるにしても、これを行えば収益を上げることができますということを多くの若い人たちに情報を提供できるような体制を作れば、これからの農業ももっと盛んになっていくのかなと。現状のままだと寂れていく一方だと思います。何をすればいいのかということを農業委員会として提示してあげればいいのかと思います。

10 番 佐藤 栄喜 委員

それに関連して、若い担い手と限ってしまわず、定年退職者もこれから15年くらいできるし担い手と考えてみることもできるのではないかと。

12 番 加藤 健一 会長

今後、色々と考えていかななくてはいけないということですね。良い意見が出ました。

議長

他に質問ございませんか。

(質疑ないので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前10時10分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和3年4月20日

議長 (会長)

署名人

署名人